

平成 31 年 1 月 30 日

産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物多量排出事業者 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

廃プラスチックの排出量及び再生を含めた処理の実態に関する
アンケート調査の実施について（多量排出事業者）

日頃から、廃棄物行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

環境省では、中国等による廃プラスチックの禁輸措置、海洋プラスチック問題、資源・廃棄物制約等の様々な課題に対応するため、プラスチック資源循環戦略について検討を進めているところです。

このような状況に鑑み、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物多量排出事業者のうち、廃プラスチック類の排出実態のある事業者の皆様を対象に、廃プラスチックの排出量及び再生を含めた処理の実態について把握するためにアンケート調査を実施することとしました。

本調査は、環境省が委託した調査機関（株式会社ダイナックス都市環境研究所）が行います。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご高察の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、中国等における廃プラスチックの禁輸措置に起因する国内の廃プラスチック類の増加に伴い、一部の処理業者等において廃プラスチック類の処理が滞っており、不法投棄等の不適正処理が行われるおそれがあります。廃棄物処理法に基づき、排出事業者には、下記の責務が課せられていることに留意いただき、廃プラスチック類の適正処理に努めてくださるよう、改めてお願い申し上げます。

（主な排出事業者責任）

- ・排出事業者はその産業廃棄物の処理を委託する場合、その処理の状況に関する確認を行い、適正な処理が行われるための必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- ・処理を委託した業者からマニフェストの管理表の写しが一定期間内に送付されない場合、排出事業者は都道府県知事等に報告書を提出する等の措置を行う必要がある。
- ・排出事業者が処理に係る適正な対価を負担しない場合において、委託した廃棄物に関し処分者等による不適切な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、かつ、処分者等によっては支障の除去等が十分でないときは、排出事業者は措置命令の対象となる。

（裏面に続きます。）

■ご記入上の注意

- ・平成31年2月25日(月)までに同封の返信用封筒にてご返送いただくか、当社WEBサイト <http://www.dynax-eco.com/chousa/>より、エクセルファイルをダウンロードしてご記入の上、下記アドレスにご返信下さい。

E-mail: chousa01@dynax-eco.com

- ・調査結果は、全て統計処理をいたしますので、個別事業者名・団体名等が公表されることはありません。
- ・ご回答内容について、追って照会させていただく場合があります。
- ・調査票は、産業廃棄物多量排出事業者または特別管理産業廃棄物多量排出事業者の1事業場単位で記載していただきます。なお、本アンケートの受取事業場にて、複数の自治体に産業廃棄物多量排出事業場の報告を行っている場合は、プラスチックの排出量が多い2自治体分の合計した結果をご回答ください。
- ・送付された調査票が少ない場合には、お手数ですが、調査票をコピーしてそれぞれについてご記入くださいますようお願いいたします（郵送の場合）。

アンケート調査票送付先：

(株)ダイナックス都市環境研究所（担当：石垣、佐久間）

〒105-0003 東京都港区西新橋2-11-5 TKK 西新橋ビル3F

TEL：03-3580-8221 FAX：03-3580-8265

E-mail: chousa01@dynax-eco.com

[調査主体]

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課（担当：上野、林、三浦）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351

[お問合せ先]

株式会社 ダイナックス都市環境研究所（担当：石垣、佐久間）

〒105-0003 東京都港区西新橋2-11-5 TKK 西新橋ビル3F

TEL：03-3580-8221 FAX：03-3580-8265

E-mail: chousa01@dynax-eco.com